

## 汚染の概要及び対応等

- 清里区東戸野地内の最終処分場で市が定期的に行っている地下水調査の結果、環境基準を超えるほう素が検出されたとの届出がありました。

### 1 事案の概要

#### (1) 検出された特定物質の種類及び濃度

ほう素

- ・ 処分場敷地内観測用井戸（1地点）におけるこれまでの調査結果において、ほう素に係る地下水環境基準の超過が確認された。
- ・ 平成19年度検出値 1.2 mg/リットル（地下水環境基準 1 mg/リットル以下）
- ・ ほう素以外の有害物質は検出されなかった。

#### (2) 原因

- ・ ほう素については自然的な原因により環境基準に適合しない可能性が高いとされていることから、市は原因究明のための詳細な調査を実施する。（環境省通知では 10mg/リットルを超える場合は、人為的原因である可能性が高いとしている）

### 2 市の対応

- ・ 周辺の飲用井戸を確認した結果、飲用井戸はなかった。

#### (参考) ほう素について

##### ・ 健康への影響

高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気等が生ずる。  
動物実験ではラットの体重増加抑制等の影響が見られる。

##### ・ 用途

住宅用の断熱材やガラス強化プラスチックに使うガラス繊維の原料が最も多く、そのほか液晶ディスプレイなどの特殊ガラスの製造や陶磁器の上薬などに使われる。また、化学反応の触媒、ダンボールの接着剤、目薬、殺虫剤や防腐剤などで微量の使用がある。

##### ・ その他

自然的な原因による土壌汚染は、土壌汚染対策法の適用外となる。

※ 飲料水基準・地下水環境基準はいずれも 1mg/リットルとなっているが、これは体重 60kg の人がその水を 1日 2リットル、一生涯にわたって飲み続けても健康影響が現れない濃度として設定されている。